

清須市公共下水道  
排水設備工事申請等取扱要領  
(第 2 版)

令和 6 年 4 月

清須市建設部上下水道課



# 目次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| I 序論 .....                  | 1  |
| 1 作成目的                      |    |
| 2 清須市の公共下水道                 |    |
| II 下水道排水設備工事の申請手続きの流れ ..... | 3  |
| 1 一般的事項                     |    |
| 2 申請手続きフロー                  |    |
| III 申請書・届出書の作成要領 .....      | 13 |
| 1 一般的事項                     |    |
| 2 取付管が未設置の場合                |    |
| 3 排水設備工事 .....              | 17 |

## I 序論

### 1 作成目的

この「清須市公共下水道排水設備工事申請等取扱要領（第2版）」は、本市の公共下水道排水設備工事の際に必要な各種申請や届出、排水設備工事と同時に行う接続ますの取扱いについて定めるものです。平成24年度末の公共下水道の供用開始以来、公共下水道に係る申請や検査時の取扱いについて、申請者や下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」）より各種の問い合わせや疑問が呈され、その度に取り扱いを示してきたところです。下水道事業を取り巻く環境や情勢が変化していることから、令和3年4月に公表した初版を改訂します。

本書は、主に指定工事店を対象として、本市の公共下水道排水設備工事に伴う各種申請や届出、排水設備工事と同時に行う接続ますに関する書類を作成する際の一助となるよう一般的な記載例を示すとともに留意事項をまとめるものです。なお、排水設備工事に係る技術的な指針については「排水設備指針」を参照してください。

### 本書の利用に関して

本書は、公共下水道排水設備工事、これに関連する接続ますの設置に係る手続き、申請書や届出、添付資料を示すとともに、それらに記入すべき内容を示したものです。審査については個別に行いますので、本書のとおり申請書や届出を作成しても許可、受理されない場合があります。

#### 本書の位置付け

本書のほか排水設備工事に際し、順守・従うべきものには優先すべき順に次のものがあります。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）及び清須市下水道条例（平成23年清須市条例第16号）を始め関係法規
- (2) 清須市発行『排水設備指針 ー平成24年度版ー』
- (3) **本書**（排水設備指針の例外として示しているものは、本書が排水設備指針に優先します。）
- (4) 本書発行以前に発行した手引き及び各種周知文書（本書の記載内容と本書発行以前に発行した手引き及び各種周知と相違がある場合は、本書が優先するものとします。）

## 2 清須市の公共下水道

### 排除方式

本市の公共下水道は、市内全域で汚水と雨水排水を区分する分流式です。公共下水道事業であっても、汚水排水と雨水排水とを一体で整備せず、整備箇所が異なっている場合がほとんどです。

汚水排水にあつては汚水を排出する敷地から下水処理場に汚水を流入させる幹線管渠の接続部分までを本市が整備し、幹線管渠と下水処理場を愛知県が整備しています。雨水排水については幹線管渠と雨水ポンプ場とを下水道事業で整備しています。各敷地からの雨水排水は、一般的に道路側溝や下水道以外の排水路を利用しています。

## 汚水・雨水排水の申請・届出事務の取扱い

汚水・雨水排水の排水先の管理区分の管理者に提出することになります（表 1）。管理区分が不明な場合は、市役所上下水道課又は土木課にて確認してください。また、上下水道課以外に提出する申請や届出に係る問合せはそれぞれの申請・届出先をお願いします。

表 1 汚水・雨水排水に係る申請・届出先

| 区分   | 対象区域・排水先     | 申請・届出先              | 根拠法・条例           |
|------|--------------|---------------------|------------------|
| 汚水排水 | 下水道供用区域      | 市役所（上下水道課）          | 清須市下水道条例         |
|      | 下水道供用区域外     | 下記雨水排水に準ずる          |                  |
| 雨水排水 | 市道に排水        | 市役所（土木課）            | 清須市道路管理規則        |
|      | 県道に排水        | 愛知県（尾張建設事務所維持管理課）※注 | 愛知県道路管理規則        |
|      | 国道に排水        | 国土交通省国道事務所          | 道路法              |
|      | 下水道以外の排水路に排水 | 市役所（土木課）            | 清須市公共用物の管理に関する条例 |
|      | （下水道に排水）     | 下記の区分による            |                  |
|      | 公共下水道        | 市役所（上下水道課）          | 清須市下水道条例         |
|      | 都市下水路        | 市役所（上下水道課）          | 清須市都市下水路条例       |

※注 市が道路占用申請を行う場合があります。詳しくは申請先にお問い合わせください。

## Ⅱ 下水道排水設備工事の申請手続きの流れ

### 1 一般的事項

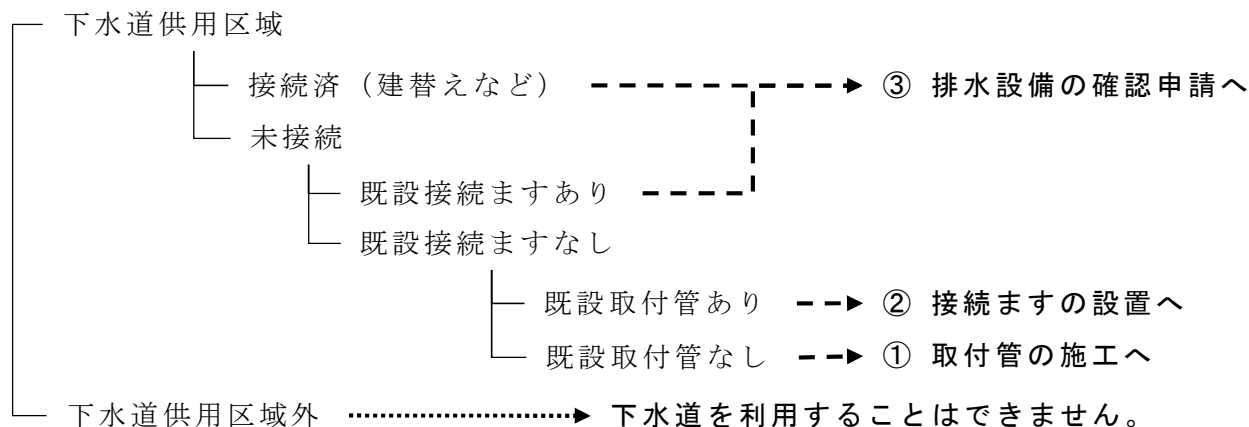
- ・ 先に述べたように本市の公共下水道は分流式です。排水設備工事にあたっては汚水排水と雨水排水とを別系統で排水する必要がありますがあります。
- ・ 指定工事店は排水設備工事の見積依頼があった際は、できる限り無料としてください。有料の場合は、予めその旨を申請者に告知してから見積もりを提示して下さい。
- ・ 排水設備工事の契約の際は、指定工事店は施主に工事内容、施工方法及び工期等を明確に説明して下さい。
- ・ 各種申請を行うのは申請者であって指定工事店ではありません。行政書士法の規定により、行政書士以外の者が業として申請者の意思なくして官公庁に提出する書類を作成すること、及び書類の内容について申請者に代わって意思を表明することはできません。指定工事店が排水設備に係る申請書を市役所に提出する場合は、申請者の代理人ではなく使用者との位置付けとなることに注意が必要です。
- ・ 申請書類の修正（「補正」といいます。）が必要な場合は申請者自らが補正しなければなりません。指定工事店が申請者の意見を聞かずに補正することは禁じられています。
- ・ 各様式のうち注意すべき様式の記入例は後述しています。

### 2 申請手続きフロー

#### 事前調査

指定工事店は、排水設備工事を行おうとする際は、見積額の算定や工期の設定のためにも事前に十分な調査を行ってください。排水設備工事の内容や規模はもちろんのこと、本市が管理する下水道本管、取付管、接続ますの状況により工事費や工期に影響します。

最初に、排水設備工事を行おうとする土地が公共下水道の供用区域であるかどうかを確認します。供用区域図は市ウェブサイト、上下水道課窓口にて確認することができます。下水道供用区域である場合には、本管、取付管、接続ます、現在の接続状況を確認します（図 1）。状況の確認は電話での問い合わせでも構いません。ただし、電話ですと位置が相違する場合がありますため、正確には上下水道課窓口にて台帳図面を確認してください。なお、台帳図面の印刷サービスは行っていませんのでご了承ください。台帳図面の転記やカメラで撮影することは可能です。



※ 付近に下水道本管がある場合は私費施工により利用できる場合があります。

図 1 下水道の設置状況別の手続きフロー

## 取付管の施工 (図 1①)

排水設備を設置しようとする土地から汚水を下水道本管へ流入させる取付管がない場合は、排水設備の確認申請に先んじて、取付管を設置する必要があります。取付管を新たに設置する場合は公費で施工する場合と私費で施工場合があります。公費施工と私費施工の詳しい区分については、「清須市公共下水道接続ます等の設置の基準等に関する要綱」(平成 24 年清須市告示第 39 号。以下「ます設置基準」)を参照してください。

### 【公費施工の場合】

- ・ 公費で施工する取付管は、原則として一の敷地につき 1 個です。「一の敷地」とは、形状及び利用状況により一体をなしていると認められる土地をいい、筆を単位とするものではありません。
- ・ 「公共下水道取付管布設申込書」(ます設置基準第 1 号様式)を提出してください。
- ・ 申し込みから取付管の竣工までは標準で 3 ヶ月から 6 ヶ月の期間を要します。夏季の出水期の影響により掘削ができない場合や 1 月以降のお申込みで本市予算上の都合がある場合は、さらに延伸する場合があります。取付管の工事とは言え、公共工事ですので経済性を重視して施工します。そのため、公費で施工する場合は取付管の竣工を特定の時期に希望される場合であっても期限のお約束はできません。
- ・ 公費での施工、かつ時期を指定して確実な竣工を希望する場合は、竣工希望日の 1 年以上前よりご相談ください。
- ・ 取付管の竣工期限を指定する場合は、私費により施工してください。

### 【私費施工 (承認工事) の場合】

- ・ 取付管の竣工時期を指定する場合、複数個の取付管を希望する場合は私費施工 (承認工事) により行ってください。
- ・ 特段の事情がない限り接続ますまでの一体施工としてください。
- ・ 承認工事の手続きについては「清須市公共下水道承認工事及び区域外流入手続き基準 (清須市下水道私費施工基準)」を参照してください。

## 接続ますの設置（図 1②）

接続ますの設置に関しても公費で施工する場合と私費で施工場合があります、その基準は前記取付管に準じます。

### 【公費施工の場合】

- ・ 毎年度下水道排水設備指定工事店と接続ますの設置に関する契約を締結し、排水設備工事と併せて指定工事店に設置をお願いしています。
- ・ 接続ますの仕様や価格を始めとした業務内容は契約書の内容によります。

### 【私費施工（承認工事）の場合】

- ・ 取付管の私費施工に準じた取扱いをします。
- ・ 接続ますの仕様は公費施工の場合に準じます。

## 排水設備の確認申請（図 1③）

申請は「清須市下水道条例施行規則」（平成 24 年清須市規則第 6 号）に定める「排水設備等計画確認申請書」（第 1 号様式）によります。各種補助制度を利用する場合は、確認申請と同時に申請する必要があります。

標準処理期間は 2 週間です。

### 【排水設備の設計における留意事項】

- ・ 排水設備指針の内容に準拠するよう設計して下さい。
- ・ 汚水排水・雨水排水の区分と例外

本市で定める排水区分は、排水設備指針に定めるとおり 降雨によるもの以外は汚水排水とし、汚水・雨水が混入する場合はできる限り雨水混入を少なくし、汚水に流入させることが原則です。雨水と同等以上に清浄で、雨水排水としても差し支えないものは例外として雨水排水としています。次のものを例外として認めています。

☞排水設備指針 P95、P96

#### 「降雨によるもの以外の排水は原則汚水」を例外的に雨水排水とするものの例示

##### 1 屋外プール排水

雨水混入の割合が極めて高いこと、その排水が雨水と同程度に清浄であるため。

##### 2 潜熱回収型ガス給湯器及び家庭用燃料電池システムのドレン排水

「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 29 日付け国水下企第 106 号国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長通知）による。

【汚水排水とするもの】 「雨水排水として差し支えないもの」以外のもの

【雨水排水として差し支えないもの】 以下の要件をすべて満たすもの

- (1) 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）及び家庭用燃料電池システム（エネファーム）が一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）の認証機器であること。家庭用燃料電池システムについては、「JIA ドレン検査基準対応品」の表示



があること。

(2) 汚水系統の排水設備への排出が建物等の構造上極めて困難であること。次のような事情も理由とすることを認める。

ア 近辺に汚水系統の排水管がなく汚水系統に接続するために配管を延長することにより工事費が増加すること。

イ 使用頻度が少なく破封により、臭気が発生する又は機器が故障するおそれがあること。

(3) 近隣周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないような次の施工であること。

ア 側溝ますに滞留する水に起因する害虫が発生しないように、接続する雨水系統の最初の配管又はますを浸透管又は浸透ますとすること。

イ ドレン排水を直接地先の側溝やベランダ、共用通路等に排水する場合には飛散、溢水防止の措置がされていること。

ウ その他近隣住宅とのトラブルの原因とならないよう万全を期すこと。

**3 受水槽及び高架水槽** 屋外プール排水の事由に準ずるため。

【汚水排水とするもの】 ドレン排水

【雨水排水として差し支えないもの】 オーバーフロー排水

**4 家庭用エアコンに係るドレン排水** 屋外プール排水の事由に準ずるため。

【汚水排水とするもの】 「雨水排水として差し支えないもの」以外のもの

【雨水排水として差し支えないもの】 第2項第2号及び第3号の要件を満たすもの

**5 屋外パン（ガーデンパン）に係る排水** 屋外プール排水の事由に準ずるため。

【汚水排水とするもの】 次の各号のいずれかに該当するもの

(1) 屋根及び立ち上がりを設け雨水の混入のおそれがないもの

(2) 洗剤や薬品などを使用するもの（前号の対策を行うこと）

【雨水排水とするもの】 次の各号の要件を満たすもの

(1) 第2項第2号及び第3号の要件を満たすもの

(2) 洗剤や薬品などを使用しないもの

本市が、極力、汚水排水とする理由として、将来一定の地域の接続率が100%近くになった際、晴天時に少量の排水を雨水系統へ排水することにより、排水が滞留し、腐敗や害虫の発生の原因となることを防止するためです。

#### ・ 既設排水施設の利用

既設排水施設を汚水排水設備として利用する場合は、雨水の流入や滞水がないこと、維持管理上の支障が少ないことを確認し、申請者に十分な説明をして下さい。既設ますは雨水が入らない密閉蓋であること、溜めますでないことを確認してください。

#### ・ 除害施設

油脂、ガソリン、土砂その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管を損傷する物質あるいは危険物質を含む下水を排水する場合は除害施設の設置が必要です。一般論として、業種別に必要な阻集器の例は次のとおりです（表2）。

☞排水設備指針 P69-P71

表 2 阻集器が必要な業種・業態の例

| 業種・業態の例                             | 除害物質            | 必要な阻集器の種類         |
|-------------------------------------|-----------------|-------------------|
| 飲食業、食品加工業、営業用調理場                    | 油脂類             | グリース阻集器           |
| ガソリンスタンド、自動車整備工場、可燃性溶剤・揮発性物質を取り扱う工場 | ガソリン、油類         | オイル阻集器            |
| 野菜洗浄工程のある事業場、セメント工場                 | 泥、砂、セメントなど      | サンド阻集器<br>セメント阻集器 |
| 理髪店、美容院、プール、公衆浴場                    | 毛髪              | ヘア阻集器             |
| 営業用洗濯場（コインランドリーを除く）                 | 棒くず、布くず、ボタンなど   | ランドリー阻集器          |
| 金属加工業、病院、歯科医院                       | 切削くず、貴金属など不溶性物質 | プラスタ阻集器           |

・ 一部ソフトウェアの仕様による差異

勾配について、設計上は勾配 2%を確保することが原則です。一部の排水設備の設計ソフトウェアの端数処理の仕様により、一見すると勾配 2%を確保できていない場合があります。端数処理の関係で勾配 2%を確保できない場合はやむを得ないものとして扱います。

**例示** 起点のます（No.1）の深さを 30cm、次のます（No.2）までの距離が 1.2m の場合。各ますの高さ（地盤高）は 10m とする。

- 設計）
- ① No.1-No.2 ますの間の距離 1.2m
  - ② 勾配 2% 確保  $1.2\text{m} \times 2.0\% = 0.024\text{m} \approx 0.02\text{m}$ （四捨五入）
  - ③ No.1-No.2 ますの間の管底高の差 0.02m（2cm 差）をつける
  - ④ No.1 ますの深さ 30cm・ますの管底高 9.70m、No.2 ますの深さ 32cm・ますの管底高 9.68m、No.1-No.2 ますの間の区間距離 1.2m、勾配  $2.0/100$  となり、これを縦断図へ記載。

- 審査）
- ① 縦断図の管底高の差を確認  
No.1 ますの管底高 9.70m、No.2 ますの管底高 9.68m  
 $9.70\text{m} - 9.68\text{m} = 0.02\text{m}$
  - ② 縦断図の No.1-No.2 ますの間の距離を確認 1.2m
  - ③ 勾配を計算し確認  
 $0.02\text{m} \div 1.2\text{m} \times 100 = 1.66\cdots \approx 1.7\%$ （四捨五入）
  - ④ 勾配が  $1.7\% < 2.0\%$  となるものの、計算過程で勾配 2.0%を確保する形となっているため、これを認めます。

【各種補助制度を受ける際の留意事項】

- ・ 「排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給制度」「浄化槽雨水貯留施設転用費補助制度」「宅地内污水ポンプ設置費補助制度」を活用する際は、排水設備等計画確認申請と同時に申請書を提出する必要があります。申請前に申請者の意向を確認し

てください。

- ・ 「排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給制度」の申請に際し、連帯保証人が必要となります。連帯保証人として認められる範囲が取扱金融機関により異なりますので、事前に、取扱いを希望する金融機関にお問い合わせください。

※ 取扱金融機関及び取扱店

- ・ 名古屋銀行枇杷島通支店
- ・ いちい信用金庫全店舗
- ・ 瀬戸信用金庫西枇杷島支店
- ・ 中日信用金庫新川支店（須ヶ口支店含む）・清洲支店・西枇杷島支店

## 排水設備工事の実施

### 【施工】

- ・ 排水設備計画の確認書の交付を受けてからでなければ、排水設備工事に着手してはなりません。確認書の交付を受けないまま工事を行うと無断接続となり、指定工事店の指定の取り消しなどの処分が科されます。
- ・ 取付管の位置が図面と相違する場合や思わぬ埋設物がある場合があることから、施工する際は必ず取付管の位置を確認してから、下流側より施工してください。
- ・ 浄化槽及び汲取り便所の切替工事に当たっては、し尿処理場への搬入量が決まっているため、搬入業者と調整のうえし尿の引き抜き及び浄化槽の清掃を行ってください。

### 【施工時における近隣住民への配慮】

- ・ 早朝及び夜間は施工しないでください。
- ・ 工事によって発生した土砂及び廃棄物を搬出する際は、拡散防止の措置を講じるとともに飛散時には速やかに清掃してください。
- ・ 工事施工に伴う近隣住民からの意見等には誠実に対応してください。

### 【工事の完了・自己検査】

- ・ 排水設備工事の完了後、各衛生器具やますから水を流し、汚水と雨水の誤接続がないことを確認して下さい。
- ・ 排水設備工事が完了した日から7日以内に完了届を提出してください。

#### 排水設備工事の完了の時期

排水設備を取付管、接続ますに接続させ、敷地内の汚水を下水道に流入させることができるようになった時点をいいます。これは、地盤の仕上げの時期を完了の時期とすると、建築の状況により排水設備の設置と外構工事とで相当の開きがある場合があるためです。竣工図面の地盤高は現況の高さとし、検査時に状況が異なる場合はその旨の説明をもって足りることとします。

- ・ 排水管の延長・勾配等の竣工（出来形）図面との照査、埋戻し・宅内舗装の確認など、手直しすべき点がないか。（市の検査までにしておくべき点がないか。）
- ・ 社内検査も実施しましょう。

## 検査

### 【責任技術者の検査の立ち会い】

- ・ 本市の行う排水設備等工事及び接続ます設置工事の完了検査には、特段の事情がない限り、施工を行った排水設備指定工事店の排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を立ち合わせてください。
- ・ 市から求めがあった場合は、責任技術者を立ち合わせなければなりません。
- ・ 完了検査が不合格となり再検査を行う際は必ず責任技術者が立ち会ってください。

### 【責任技術者の役割（図2）】

- ・ 検査において説明を行うのは、責任技術者の役目であり、「実質的な関与」を十分行ったかどうかを確認する場でもあります。
- ・ 責任技術者は質問に対して、速やかに明快に説明するとともに積極的に説明する姿勢が求められます。
- ・ 検査は責任技術者が、自己の施工した排水設備等工事及び接続ます設置工事に関して検査員、申請者にどのような施工管理を行ったかを説明する場です。

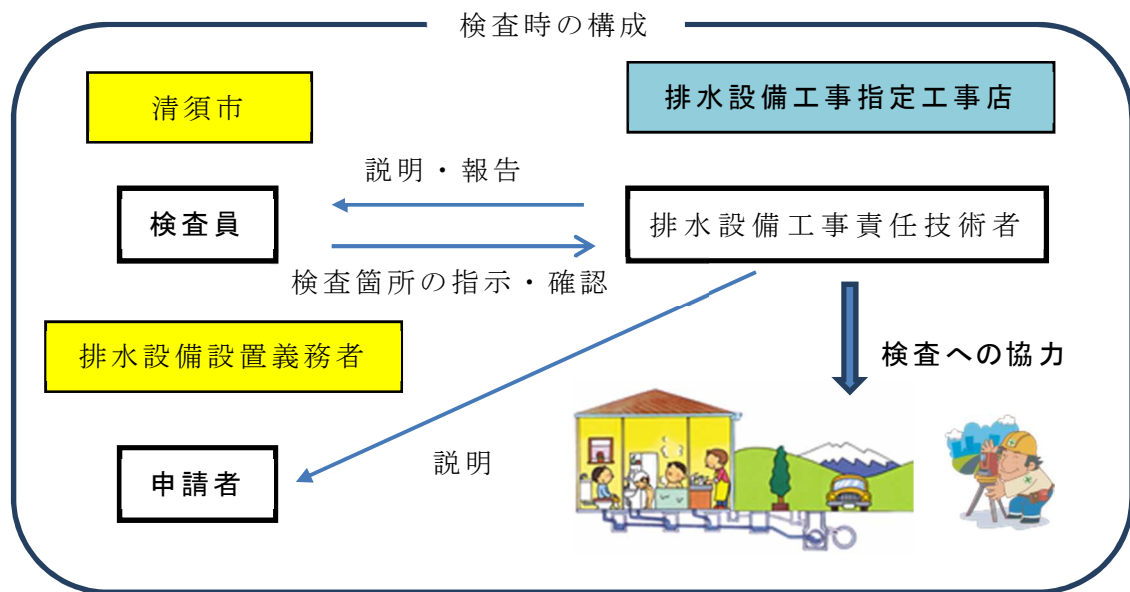


図2 排水設備工事完了検査のイメージ

### 【完了検査の日程調整】

完了届の窓口提出時又は完了の見込みが立った時点で、完了検査の日程を予約してください。完了届の提出時に調整がついていない場合は、後日の連絡でも構いません。

#### ・ 検査日・時間

検査日 : 毎週月曜日から水曜日までの間

※ 祝日、年末年始閉庁日を除く。

※ 年度当初、年度末のほか市都合により実施しない場合があります。

検査時間 : 午前・午後各4回行います。

表 3 排水設備完了検査時間

| 午前の部      | 午後の部      |
|-----------|-----------|
| 午前 9時10分～ | 午後 1時30分～ |
| 午前 9時50分～ | 午後 2時10分～ |
| 午前10時30分～ | 午後 2時50分～ |
| 午前11時10分～ | 午後 3時30分～ |

※ 検査進捗状況や交通事情により、遅延する場合があります。

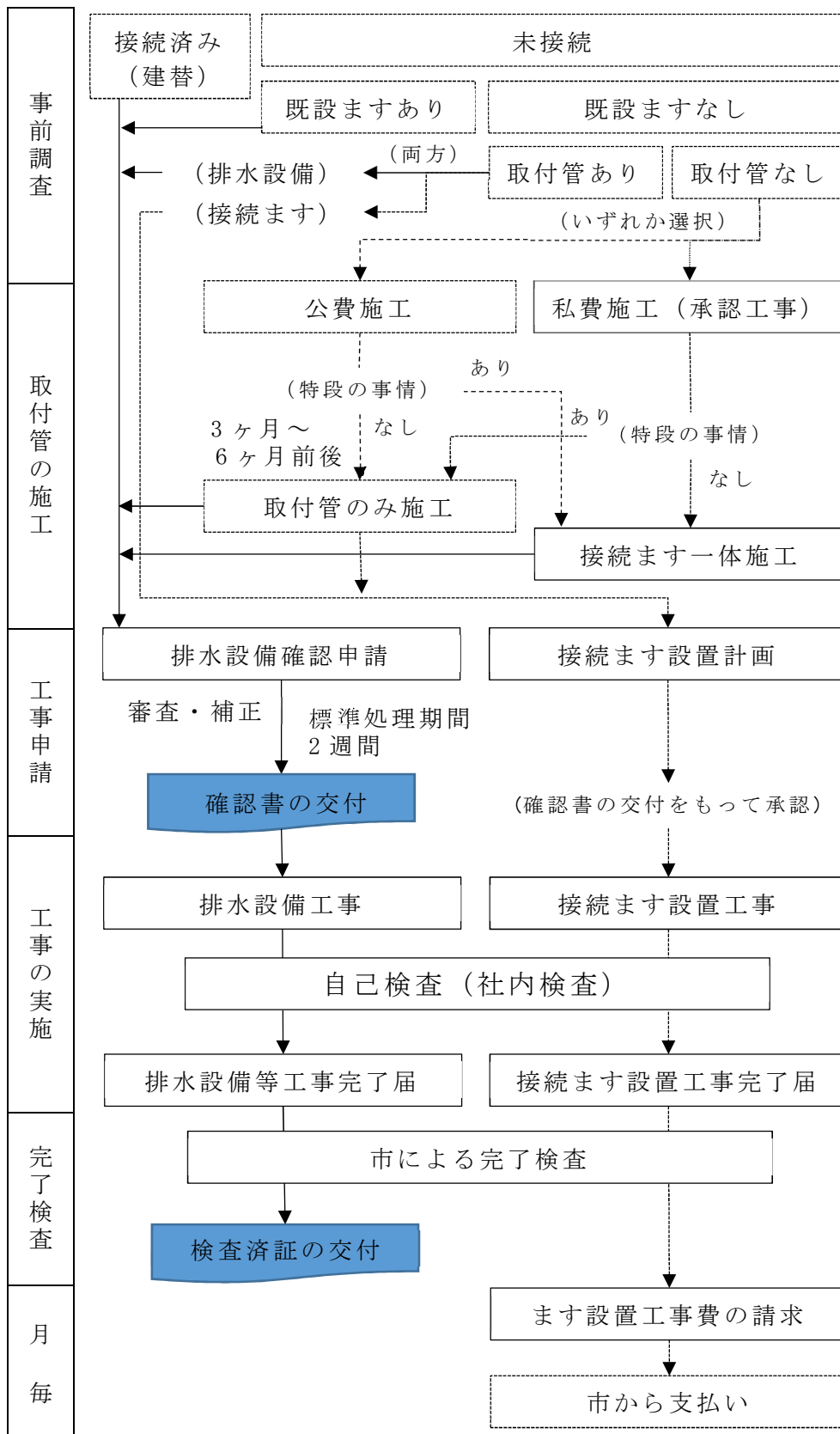
検査予約 : 検査日の前週の木曜日（祝日、年末年始閉庁日の場合は、その直前の開庁日）の午後 5 時まで窓口又は電話にて予約

### 【検査の実施手順】

- ① 工事店は、測定器具（レベル、スタッフ、スチールテープ、テープなど）と排水を確認する水を準備してください。
- ② あらかじめますの蓋を開け、検査が順調に実施できるよう準備をしてください。  
※ 新設汚水ますだけでなく、既設利用のます、雨水ますの蓋も開けてください。
- ③ 責任技術者は、検査員からの指示により排水設備工事及び接続ます設置工事の性能等を証明するための測定に、積極的に関与し、その結果を報告してください。
- ④ 検査終了後、後片付け（蓋を閉める作業など）も、忘れないようにし、安全管理に配慮してください。  
※ 検査時に申請者の立ち会いは必ずしも必要ありません。申請者の立ち会いがいない場合は検査員が敷地内に立ち入る旨あらかじめ申請者に了承を得てください。

### 【主な検査項目】

- ① 接続ますの新設・改良がある場合は、設置位置・深さ・形状が図面どおりであるか。
- ② 汚水排水設備の新設部分のますの位置・管の距離が図面どおりであるか。
- ③ 汚水管・雨水管の誤接続がないか。既設利用部分を含む最上流のますから汚水系統・雨水系統それぞれの管から水を流し、誤って汚水を雨水系統に、雨水を汚水系統に排水していないか確認。
- ④ 汚水排水設備の新設部分の勾配が 1%以上確保されているか。既設排水施設や雨水系統についての勾配は確認しないものの、必要に応じて改修してください。  
※ 勾配は設計時は 2%以上、検査時の実測は 1%以上確保されていれば合格となります。



**【接続の状況】**

上下水道課窓口にて下水道台帳を閲覧できます。

**【取付管公費施工】**

竣工の時期は市都合によります。竣工の時期を指定する場合は私費施工にて行ってください。

**【取付管私費施工】**

「清須市下水道私費施工基準」参照。

**【工事の着手】**

「排水設備等計画確認書」の交付を受けないまま工事に着手してはいけません。

**【工事の実施】**

取付管位置を確認し施工してください。

**【完了の時期】**

外構の完成にかかわらず汚水の流入が可能となった時点を行います。

**【完了検査】**

完了届の届出時又はその前後で検査の予約をしてください。

**【ます工事費請求】**

月毎にまとめ、翌月10日までに請求書を提出してください。

図3 下水道排水設備工事及び接続ます設置工事の手続きフロー



## Ⅲ 申請書・届出書の作成要領

### 1 一般的事項

#### 申請書・届出書への押印の省略

申請書及び届出書に記載のある申請者、届出者、承諾者の押印欄は、次の区分により押印を省略することができます。

- 〔・ 個人の場合 本人が自筆で署名（自署）する場合
- 〔・ 法人の場合 代表権を有する者がその氏名を自署する場合

本人以外が氏名を記入する場合、ワープロソフトやゴム印を使用する場合は、押印が必要です。

#### 【注意事項】

本人以外の者が本人の署名と偽って文書を作成すると、刑法により罰せられます。

#### 図面の作成

「排水設備等計画確認申請書」及び「排水設備等完了届」に添付する図面は、排水設備指針の記載事項に則り作成してください。

☞排水設備指針 P33-P43

#### その他

書類を提出する際は、不備がないことを確認してから提出して下さい。不備がある場合で、提出者が申請者本人以外、正当に委任を受けた方以外の場合は書類を一度返却します。

## 2 取付管が未設置の場合

#### 公費施工

#### 【申込み】

特に様式は定めていないものの、本管を布設するときに使用する「ます設置基準」に定める「公共下水道取付管布設申込書」（第1号様式）に準じて作成してください。

#### 【記載事項】

#### ○ 表面（図4）

- ・ 表面に項目のあるもののほか欄外に、施工者が決まっている場合は、その氏名又は名称、連絡先を記載してください。
- ・ 取付管の設置希望日を指定する場合は、同じく欄外に設置希望日を記載してください。設置希望日は申込日から4か月以上先の日付けとしてください。ただし、竣工の時期を約束するものではありません。



第1号様式（第4条関係）

（表）

公共下水道取付管布設申込書

年 月 日

清須市長 様

申請者 住所  
(建物所有者) 氏名  
電話

取付管の布設を、次のとおり申し込みます。

|        |  |    |   |
|--------|--|----|---|
| 土地所在地  | 清須市 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">土地地番を正確に記入</span> | 面積 | ㎡ |
| 土地所有者  | <input type="checkbox"/> 建物所有者と同じ <input type="checkbox"/> 建物所有者と異なる     |    |   |
| 取付管の位置 | 裏面のとおりに<br><span style="color: red;">土地所有者と建物所有者が異なる場合</span>            |    |   |

※ 申請者（建物所有者）と土地所有者が異なる場合は、下記も併せて記入してください。

取付管及び接続ます設置承諾書

年 月 日

清須市長 様

土地所有者 住所  
氏名  
電話

上記土地所在地に建物所有者が使用する公共下水道の取付管及び接続ますを設置することを承諾します。

欄外：

施工者が決まっている場合 ⇒ その氏名又は名称、連絡先を記入  
 取付管の設置希望日がある場合 ⇒ 申込日から4か月以上先の日付けを記入  
 （設置希望日までの完成を約束するものではありません。）

図4 公共下水道取付管布設申込書表面の書き方

○ 裏面（図 5）

- ・ 現地までの案内図と敷地に対してどの位置に取付管を布設するか特定できる位置図を記載してください。

案内図：地図を見て現地に行けること。

位置図：本管や他の工作物の状況がわかること。

- ・ 取付管は本管に対して直角に設置する点、電柱や街路樹など支障となるものが取付管布設希望位置上にない点は、事前に確認してください。
- ・ 図面は別図としても構いません。

**【現地でのマーキング】**

- ・ 申し込み後、現地を取付管の希望する箇所に下水のマーキングを「—㊟—」をしてください。この位置を取付管を布設します。
- ・ その他の雨水（—㊟—）、水道（—㊟—）、ガス（—㊟—）を新規で引込みする場合は、それぞれの記号を現地にマーキングしてください。それらと取付管布設位置が同一、近接している場合は維持管理に支障がありますので施工できません。

---

**私費施工**

---

承認工事の方法により申請してください。

☞ 「清須市下水道私費施工基準」参照

(裏)

取付管位置図

案内図：

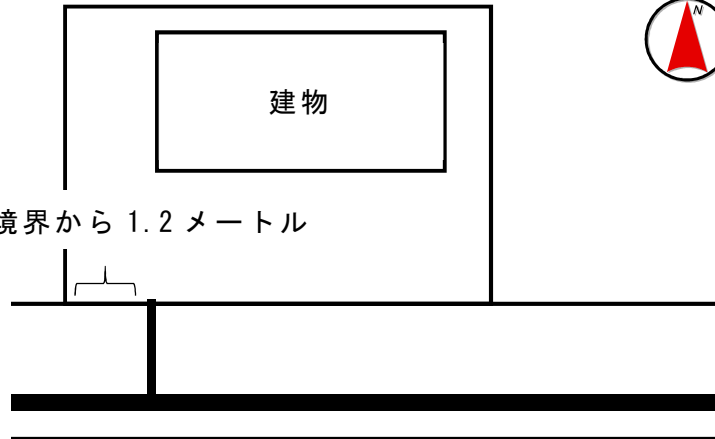
地図から現地が特定できること。



※ 案内図や取付管位置図は別図面としてもよい。

※ 境界からの距離や間口寸法など現地で実測できる点を起点としてください。

境界から 1.2メートル



この部分は参照しなくても結構です。

取付管の位置について図面どおりの位置でよければ「現在の計画で同意します。」に、取付管位置の変更を希望する場合は「赤線の位置に変更します。」にチェックをし、朱書きで希望の位置を書き込んでください。

- 現在の計画で同意します。       赤線の位置に変更します。

| 凡 |              | 例         |             |
|---|--------------|-----------|-------------|
| ○ | 污水接続まず設置予定場所 | ——        | 宅地境界        |
| Ⓣ | トイレ          | - - - - - | 公共下水道污水管    |
| ⓑ | 風呂           | Ⓧ         | 浄化槽         |
| Ⓚ | 台所           | ○—        | 変更希望箇所（朱書き） |

図 5 公共下水道取付管布設申込書裏面の書き方

### 3 排水設備工事

確認申請及び接続ます設置計画

【各1部提出】

#### 【排水設備の計画確認申請書】

下水道条例施行規則に規定する「排水設備等計画確認申請書」（第1号様式）を使用してください。申請書の作成にあたっては次の点に留意してください（図6）。

##### ○ 申請区分

- ・ 新設 建物の新築や建て替えに伴い、排水設備を新たに設置すること。  
※ 既存の排水施設を公共下水道に接続する場合を含む。
- ・ 増設 既存の排水設備に追加して、管を延長することや衛生器具を設置すること。  
※ 阻集器や排水層の追加設置を含む。
- ・ 改築 増設の場合を除いて、排水設備の移設や排水経路の変更、衛生器具等の種別の変更を行うこと。  
※ 管やますの内径や深さを変更する場合も申請が必要です。

##### ○ 使用水の種類

- ・ 水道水 上水道の利用をいいます。水栓番号は、各水道事業者の給水区域により次のとおり記載してください。確認することができない場合は、空欄で構いません。各水道事業者にお問い合わせでも回答できません。

###### 水栓番号：

- ① 名古屋市上下水道局の給水区域（清須市旧春日地区以外）  
⇒ 量水器（メーター）番号を記入してください。  
※ 現地の量水器（メーター）に番号が刻印されています。
- ② 清須市水道事業の給水区域（清須市旧春日地区の区域）  
⇒ 水栓番号を記入してください。  
※ 水道水を利用される方への「使用水量のお知らせ」に記載されています。

- ・ 井戸水 地下水の利用をいいます。
- ・ その他 具体的な利用形態を記入してください。例．天水利用、温泉水運搬

##### ○ 汚水の種類

- ・ 家庭用 接続率の算定に必要なため居住人数を記入してください。
- ・ 営業用又は工場用 除害施設の必要性を審査するため業種を記入してください。

##### ○ 着工予定 / 完了予定

提出日時点での予定で構いませんので、記入してください。申請の審査に必要な期間を考慮し、標準で2週間以上先の日付け、少なくとも1週間以上先の日付けを着工予定日としてください。

##### ○ 添付書類

確認申請書には次々ページの書類を添付してください。

第1号様式（第5条関係）



(表)

排水設備等計画確認申請書

年 月 日

清須市長 様

申請者住所  
氏名 (印)  
(電話 )

次のとおり確認申請します。**注意書きを参考に区分してください。**










|          |   |          |       |
|----------|---|----------|-------|
| 申請区分     | <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他 ( )  |          |       |
| 設置場所     | 清須市   |          |       |
| 工事の種類    | <input type="checkbox"/> 排水設備 <input type="checkbox"/> 水洗便所改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> 除害施設  |          |       |
| 使用水の種類   | <input type="checkbox"/> 水道水 (水栓番号: 第 号) <b>井水を始め水道以外の利用がある場合は必ずチェック</b><br><input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 ( )   |          |       |
| 汚水の種類    | <input type="checkbox"/> 家庭用 (使用戸数: _____戸    使用人数: _____人)<br><input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 工場用 (業種 (営業用又は工場用の場合)    家庭用の場合はいずれかの場合は    使用人数も記入業種の記入を忘れないこと。 ) |          |       |
| 補助制度の利用  | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 融資あつせん <input type="checkbox"/> 浄化槽転用 <input type="checkbox"/> 宅地内汚水ポンプ )                              |          |       |
| 着工予定     | 年 月 日   | 完了予定     | 年 月 日 |
| 【指定工事店】  | (許可番号: )  |          |       |
| 所在地      | <b>着工予定・完了予定は予定で構わないので記入してください。</b>   |          |       |
| 名称       | (印)   |          |       |
| 電話       | F A X   |          |       |
| eメールアドレス |   |          |       |
| 【責任技術者】  | 氏名  | (登録番号: ) |       |
|          | 携帯電話  |          |       |

|                       |       |       |        |   |    |    |    |  |  |  |  |
|-----------------------|-------|-------|--------|---|----|----|----|--|--|--|--|
| ※<br>市<br>使<br>用<br>欄 | 確認番号  | 第 号   | 下水番号   | 第 号   |    |    |    |  |  |  |  |
|                       | 確認年月日 | 年 月 日 | 水栓番号   | 第 号   |    |    |    |  |  |  |  |
|                       | 検査年月日 | 年 月 日 | 台帳図面番号 | 第 号   |    |    |    |  |  |  |  |
|                       | 特記事項  |       |        | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">受付</td> <td style="width: 25%;">確認</td> <td style="width: 25%;">検査</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 受付 | 確認 | 検査 |  |  |  |  |
| 受付                    | 確認    | 検査    |        |   |    |    |    |  |  |  |  |
|                       |       |       |        |   |    |    |    |  |  |  |  |

図6 排水設備等計画確認申請書作成時の留意点

- ・ 付近見取図（案内図） **【必須・1部】**  
縮尺 2,500 分の 1 程度で、案内図により現地が特定可能であること。
- ・ 平面図 **【必須・1部】**  
縮尺 200 分の 1 程度。排水設備指針の内容に従って作成してください。特に、汚水・雨水の別、新設・既設・廃止管の別を正確に記入してください（表 3）。

表 3 排水設備平面図凡例

| 区分           | 線種・色   | 凡例  |
|--------------|--------|---|
| 汚水管・新設       | 実線・赤   |    |
| 汚水管・既設       | 破線・赤   |    |
| 雨水管・新設       | 実線・緑   |    |
| 雨水管・既設       | 破線・緑   |    |
| 廃止管（汚水・雨水とも） | 実線に×・黒 |    |
| 衛生器具・新設      | 実線・赤   |    |
| 衛生器具・既設      | 実線・黒   |   |
| 衛生器具・廃止      | 実線に×・黒 |  |
| 浄化槽廃止        | 実線に×・黒 |  |

廃止管、廃止衛生器具、浄化槽の廃止がある場合は、図面に明記してください。

☞ 排水設備指針 P36-P38、P40-41

- ・ 縦断図 **【必須・1部】**  
縮尺横 200 分の 1 程度、縦 50 分の 1 程度。  
☞ 排水設備指針 P42
- ・ 配管立図 **【必要に応じ・1部】**  
縮尺 200 分の 1 程度。2 階建以上かつ戸建住宅以外の建築物に排水設備を設置する場合で、当該排水設備の構造が複雑であるとき。  
☞ 排水設備指針 P43
- ・ 構造詳細図 **【必要に応じ・1部】**  
縮尺 20 分の 1 程度。阻集器などの特殊構造のものがある場合。
- ・ 除害施設調書 **【必要に応じ・1部】**  
下水道条例施行規則第 2 号様式。除害施設を設置する場合（図 7）。

### 【接続ます設置計画書】

排水設備の設置に合わせて、接続ますを公費で設置する場合に提出して下さい。

☞ 「清須市公共下水道接続ます等設置工事標準仕様書」参照

第2号様式（第5条関係）

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>※ 氏名・名称欄は押印不要、記名可</p> <p>除害施設調書</p> <p>排水設備等計画確認申請書の区分に準ずる。</p> |  |  |
| 届出区分   | <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築    |  |
| 工場又は事業場  | 所在地（設置場所）  | 清須市 ○○○○-丁目3番地   |
|  | 名称   | ① 天ぷら○○ ② ○○工業株式会社<br>③ ○○石油 ④ ○○理容 ⑤ ○○歯科                                   |
|  | 代表者氏名  | （個人の場合）個人名<br>（法人の場合）役職名及び個人名  |
| 業種   | ① 飲食業 ② 電気めっき業<br>③ ガソリンスタンド ④ 理容業 ⑤ 歯科  |  |
| 生産品名   | ①③④⑤（製品を製造しないもの） -<br>②（製品を製造するもの）自動車外装のめっき  |  |
| 汚水を排除する施設  | 種類   | ① 厨房フライヤー ② ニッケルメッキ水洗槽<br>③ 洗車設備 ④ 洗髪台 ⑤ 診察台                                 |
|  | 構造   | （材質）ステンレス製、塩ビ製、コンクリート製<br>（寸法）80×60×100（cm）                                  |
|  | 使用方法   | 例1 午前8時から午後5時まで9時間運転<br>例2 ○○の処理工程にて使用                                       |
| 除害施設   | 処理項目   | ① 油脂 ② クロム系、機械油 ③ ガソリン、油 ④ 毛髪 ⑤ プラスタ、貴金属                                     |
|  | 処理方法   | （グリス・オイル・プラスタ・ヘアなど）阻集器により（浮上分離・還元法・凝集沈殿法・全量ろ過など）<br>例. オイル阻集器により浮上分離、油分は産廃処理 |
| 汚水の排出量   | 日最大                      m <sup>3</sup> 月平均                      m <sup>3</sup>        |  |
| 業者   | 住所   | 見込み量で構いません。  |
|  | 氏名<br>(電話)   |  |
| 添付書類   | 1 施設配置図（縮尺200分の1程度）<br>2 施設構造図（縮尺100分の1程度）<br>3 用排水系統図（縮尺200分の1程度）<br>4 その他市長が必要と認める資料 |  |
| <p>既設で設置年代が古いなど施工業者が不明の場合は、その旨を記載<br/>例 平成2年頃設置で施工者不詳</p>          |  |  |
| <p>既設で設置年代が古いなど仕様が不明な場合は、設備写真、類似品の仕様書を添付</p>                       |  |  |

図7 除害施設調書の記載例

## 【排水設備工事の完了届】

下水道条例施行規則に規定する「排水設備等工事完了届」（第5号様式）を使用してください。申請書の作成にあたっては次の点に留意してください。図面の作成要領は申請に準じます。

## ○ 確認番号

確認申請の後に交付する「排水設備等計画確認書」の番号を記載してください。

## ○ 下水番号

空欄で構いません。

## ○ 添付書類

- ・ 付近見取図（案内図） **【必須・1部】**  
縮尺 2,500 分の 1 程度で、案内図により現地が特定可能であること。
- ・ 平面図 **【必須・2部】**  
縮尺 200 分の 1 程度。竣工後の排水設備の状態により作成して下さい。
- ・ 縦断図 **【必須・2部】**  
縮尺横 200 分の 1 程度、縦 50 分の 1 程度。
- ・ 配管立図 **【必要に応じ・2部】**  
縮尺 200 分の 1 程度。2 階建以上かつ戸建住宅以外の建築物に排水設備を設置する場合で、当該排水設備の構造が複雑であるとき。
- ・ 構造詳細図 **【必要に応じ・2部】**  
縮尺 20 分の 1 程度。阻集器などの特殊構造のものがある場合。

完了届に合わせて次の書類を提出してください。

- ・ 公共下水道使用開始等届 **【必須・1部】**  
下水道条例施行規則第 10 号様式。既に使用中の場合は不要。
- ・ 除害施設管理責任者選任届 **【必要に応じ・1部】**  
下水道条例施行規則第 9 号様式。除害施設を設けた場合。
- ・ 排水設備等管理人選定届 **【必要に応じ・1部】**  
下水道条例施行規則第 16 号様式。排水設備を共同で管理する場合。

## 【接続ます設置完了届】

排水設備の設置に合わせて、接続ますを公費で設置する場合に提出して下さい。

☞ 「清須市公共下水道接続ます等設置工事標準仕様書」参照

## 排水設備計画の変更、工事の中止

確認書の交付を受けた後に排水設備計画を変更する場合、何らかの事情により工事を中止する場合は、排水設備等確認事項変更届（下水道条例施行規則第 3 号様式）を提出してください。工事を中止する場合は、「変更の箇所」欄に「確認申請の取下げ」と記し、変更の理由を付して提出してください。



令和 3年4月 1日 初版  
令和 6年4月 1日 第2版

## 申請書類提出先・お問合せ先

---

清須市建設部上下水道課（市役所南館 2 階）

〒452-8569 清須市須ヶ口 1238 番地

電 話：052-400-2911（代表）

ファクス：052-400-2963

e メール：jogesuido@city.kiyosu.lg.jp